

紫波ネット

Shiwa-Net 2002

「環境と福祉の町」づくり情報誌

特集 公開します。町の「バランスシート」
町の総資産は455億円



元気人・登場！

佐藤大実さんから
地元で根ざしたスポーツを

力
を
信

じる

2月号
NO.593

J2のサガン鳥栖に入団して今年で五年目になりますが、そもそもは日詰のスポーツ少年団がサッカーに親しむきっかけでした。読売ユースへの入団やその後のブラジル行きも、サッカーというスポーツの魅力が、そうさせたんだと思います。見ている人からは、ボールをけてゴールして勝つだけのことだと思ってしまうが、実は同じプレイ、同じ場面は二度とこないんですよ。そこが魅力であり、プレイヤーにとっても醍醐味ですね。

紫波にサン・ビレッジ紫波のような屋内体育施設ができたのはいいことだと思います。海外では企業が中心となってスポーツを運営するのではなく、「クラブチーム」というスタイルが主流になっています。会員になって住民自身がスポーツ団体を盛り上げ運営するスタイルですね。日本の場合はどうしても学校のクラブ活動がスタートになりがちですから、こうした施設を利用して、地域で盛り上げれば紫波にもぎっと根づくスポーツが出てくるでしょうね。

(一月八日 サン・ビレッジ紫波で)

さとう・おおみ 日詰出身のJ2・サガン鳥栖所属のJリーガー。ファンからもスペースへの飛び出しの鋭さや突破力など高い評価を得ている。目標は「もちろんJ1での活躍」とのこと。

町では行財政改革の一環として、一昨年からバランスシートの試作を行ってきました。これは資金を調達と運用の二面から把握できる計算書で、財政状況を十分に把握するために行ったものです。平成十二年度決算（平成十三年三月三十一日現在）に基づくバランスシートを作成しましたのでお知らせします。

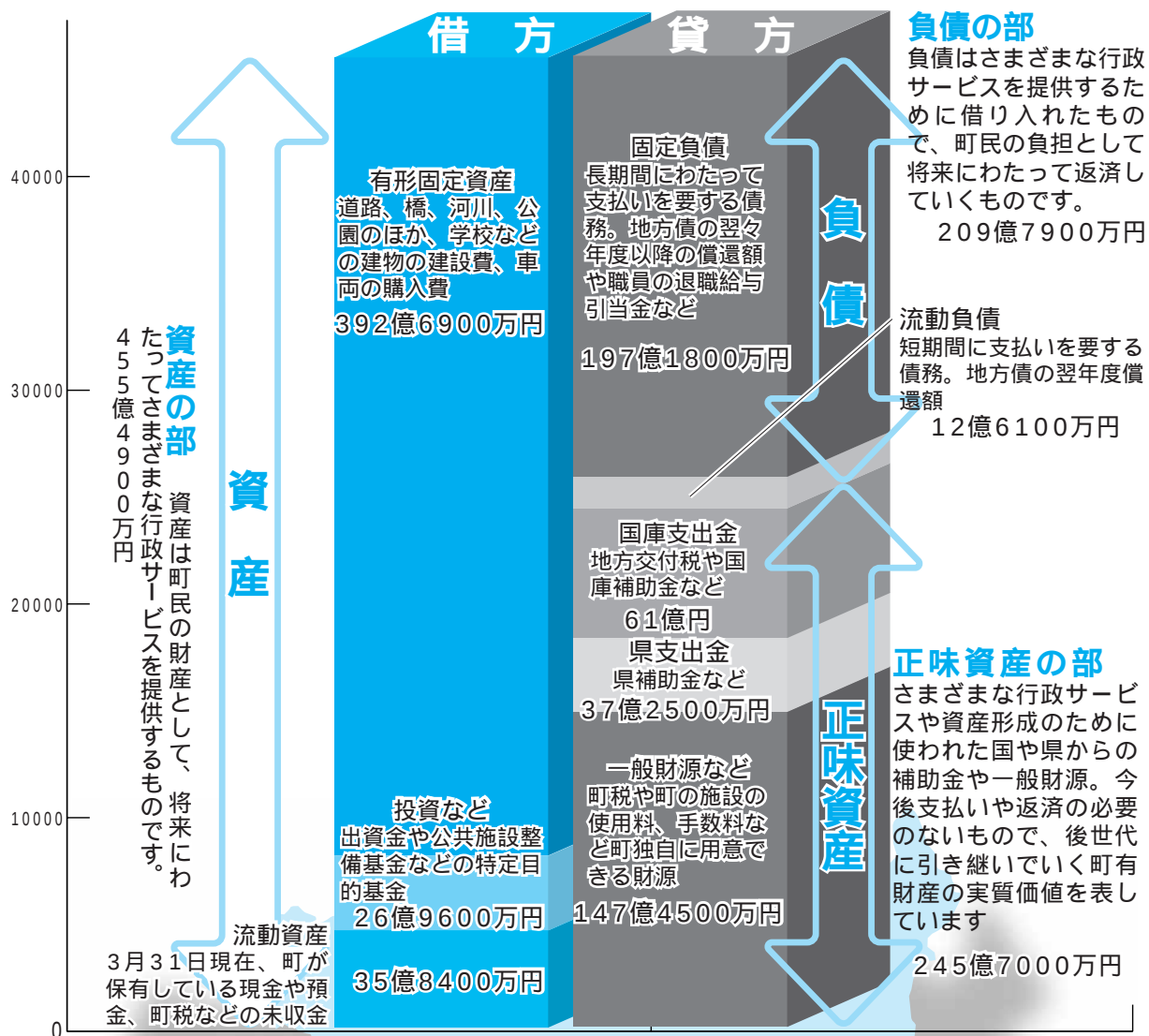
バランスシートってなに？

これまで皆さんには、その年度ごとの予算や事業、実際に行われたサービスなどをお知らせしてきました。しかし現行の自治体会計は記帳方式が単式簿記を採用しているため、財産と収支を結びつけて比較できないなどの課題が指摘されてきました。そのため単年度の決算書類だけでは十分な財政状況が把握できないという考えから、企業会計的な手法を導入し、バランスシートを作成する自治体が増えてきています。バランスシートは町の資産と負債、資本（正味資産）を一覧表にしたもので、一般に貸借対照表と呼ばれているものです。自治体では水道事業などの公営企業以外はあまりなじみのないものですが、町が所有する資産と負債を対比させ、後世代が受け継ぐ町有財産の価値、正味資産を表示することで、町の財政状況が手に取るように分かります。また同時にサービスの提供に必要な施設の整備などのための資金がどのように調達されたか、また反対に調達資金がどのように使われたかが一目で分かるしくみになっています。

町の総資産は 455億円



町の資産と負債、
資本を一覧にした
バランスシートを公表



平成12年度末普通会計バランスシート

(普通会計とは、一般会計と日詰西地区土地取得事業特別会計を合計したものです)

平成12年度末普通会計 バランスシートの概要

ここにご紹介する平成12年度バランスシートは、統一基準や留意点を盛り込んだ総務省方式にしたがつて作成されていますが、昭和四十四年度以降の普通会計決算統計データを用いていますので、町有の資産がすべて計上されているわけではありません。また、単式簿記会計で決算されたものを複式簿記会計のように作り直していますので、そのことによる限界もあることを理解していただく必要があります。昭和四十四年度から平成12年度までの三十二年間に町が創り出した資産の残高は、普通会計で四五億四九〇〇万円です。バランスシートの借方には資産合計、貸方には負債と正味資産の合計がそれぞれ四五億四九〇〇万円と同額で、均衡の取れた表になっています。

はじめに借方、資産の内訳を見ると、道路や学校の建設費や車両などの購入費である有形固定資産のほか、水道事業や中部広域水道企業団など公益法人への出資や特定の目的の基金などの投資、現金、町税などの未収金といった流動資産の合計になっています。これらの資産は将来にわたって公共サービスを提供することができる価値を表しているものです。

一方、貸方は負債と正味資産を合わせたものです。負債は主に建設費や物品の購入費として有形固定資産を取得するために発行した町債などの債務で、将来世代が負うこととなるものです。また正味資産は資産形成に使われた国や県からの支出金と町の一般財源など、支払いや返済義務のないもので、後世に引き継ぐ町有財産の実質価値を表すものです。

次のページの用語解説をご覧ください

普通会計バランスシートから分かること

主要な指標による分析

バランスシートから町の財政状況を見てみると負債の残高は平成十二年度末で二〇九億七九〇〇万円で、資産総額の四六・一％となっています。十年度末では、負債残高が二二億一七〇〇万円で資産総額（四三五億四一〇〇万円）の五一・〇％でしたので、二年間に四・九％改善されたことになります。またこのほかさまざまな指標による分析をご紹介します。

固定比率

【有形固定資産／正味資産】
固定比率は、十年度一七九・一％、十一年度一七〇・六％、十二年度一五九・八％と徐々に下がっています。民間企業では、一〇〇％を割っているのと良いとされていますが、資産形成において、町債に依存する度合いが着実に減っていることは評価できると思います。

流動比率

【流動資産／流動負債】
流動比率は、三年間二〇〇％

程度で推移しています。この比率は負債に対する短期的な資金繰り（一〇〇％を超えていると良い）を判断するものですが、かなりゆとりがあることが分かります。この比率は、年度間の財源調整能力の目安になります。

社会資本次世代負担比率

【地方債／有形固定資産】
この比率は社会資本既世代負担比率（分析は省略）と表裏一体の関係にあります。平成十年度に三七・九％だったのが、平成十二年度末には三四・八％と三・一％減少しています。起債を抑制しながら繰上償還を行うなど、将来世代に回すツケを減らす努力の結果がこのように数値に表れています。

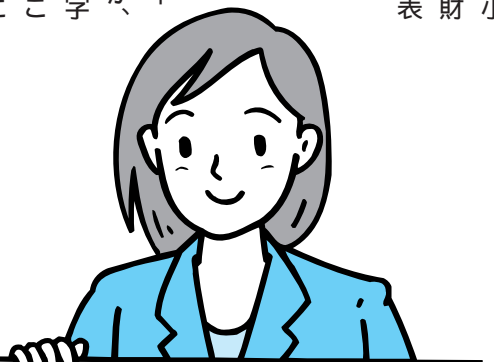
これまで、「世代間公平」を町債発行の根拠にしてきましたが、現下の経済情勢や少子高齢化の進展、財政制度の変革を踏まえて、町債発行は新たな判断基準のもとに努めて慎重に行うことが求められます。

正味資産構成比率

【正味財産／（負債＋正味財産）】
資産の取得に充てた返済を要しない財源の比率は、平成十年度末は四九・〇％でしたが、平成十一年度末は五一・二％、平成十二年度末では五三・九％となり、少しずつですが改善していることが分かります。これは正味財産が大きいくらいは後世代に引き継ぐ町有財産の実質的価値が大きく、反対に小さければ後世代に引き継ぐ町有財産の実質的価値が小さいことを表しています。

町民一人当たりバランスシート

通常のバランスシートでは団体の人口規模などによって単純な他団体比較が困難ですが、バランスシートの各項目の数字を町民一人当たりで算出することによって、他団体との比較に役立つものと考えられます。



町民一人当たり当てはめた場合

（平成13年3月31日現在人口 34,048人）

借方	貸方
資産の部	負債の部
134万円	62万円
	正味資産の部
	72万円

【用語解説】

単式簿記会計・複式簿記会計

単式簿記会計は会計記録を資金の収支という一面からだけ記録する会計方式で、自治体に用いられている公会計や家庭の家計簿などがこれにあたります。一方、複式簿記会計はすべての経済的な活動、取引を必ず二面から記録する会計方式

で、企業会計はこの方式を用いています。土地や建物といった現金収支に関わりがない取引も記録の対象となります。

借方・貸方

複式簿記では取引を二面から記録しますが、この二面を簿記では借方と貸方として表します。借方と貸方は常にバランスのとれたものになることが簿記のルールです。

担当 総務課財政係 ☎ 67212111 内線 315

有線 018932

お知らせします 町職員の給与

町職員の給与は、国、県に準拠して町の条例、規則で定められていますが、皆さんに一層のご理解をいただくため、「紫波ネット」でもあらためてそのあらましをご紹介します。

1. 人件費の状況

町の平成12年度一般会計歳出決算額による町長など常勤の特別職と一般職の職員に支払われた人件費です。の中には、水道事業などの公営企業等の職員や臨時職員などに支払われた人件費は含まれません。（単位：千円）

住民基本台帳人口 (平成12年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
13.3.31 現在 34,048 人	11,841,012	2,065,094	17.4%

2. 職員給与費の状況

平成13年度一般会計当初予算からみた一般職の給与費です。（単位：千円）

職員数 A	給与費			1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	計 B	
259 人	1,009,216	626,324	1,635,540	6,315

3. 平均給料と平均年齢の状況（平成13年4月1日現在）

一般行政職と用務員などの技能労務職の平均給料月額と平均年齢です。

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	320,585 円	39.2 歳
技能労務職	294,331 円	40.8 歳

4. 職員の初任給の状況（平成13年4月1日現在）

職員の初任給を学歴別に表しています。

区分	初 任 給	
一般行政職	大学卒	163,800 円
	高校卒	141,900 円
技能労務職	高校卒	137,500 円

5. 職員手当の状況

○ 期末・勤勉手当の状況（平成13年4月1日現在改定後）
民間企業の賞与に当たるもので、支給割合は国と同じです。

区 分	6 月期	12 月期	3 月期	計
期末	1.45 月分	1.55 月分	0.55 月分	3.55 月分
勤勉	0.60 月分	0.55 月分	—	1.15 月分

職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

○ 時間外等勤務手当（平成12年度・一般会計）
（単位：千円）

時 間 外 勤 務 手 当	12 年度	支 給 総 額	120,865
		職員 1 人当たり支給年額	465
	11 年度	支 給 総 額	128,577
		職員 1 人当たり支給年額	480

○ 扶養・住居・通勤手当の状況（平成13年4月1日現在）

区分	内 容	
扶 養 手 当	配偶者	月額 16,000 円
	配偶者以外の扶養親族 2 人まで	月額 6,000 円
	配偶者がいない場合の 1 人目	月額 11,000 円
	配偶者が扶養親族でない場合の 1 人目	月額 6,500 円
	その他の扶養者	月額 3,000 円
	＊ 16 歳～22 歳の子は 5,000 円加算	
住居 手 当	月額 12,000 円を超える家賃支払い者または自己が所有する住宅に住む世帯主の職員に支給	
通勤 手 当	45,000 円を限度とし距離に応じて支給	

○ 特殊勤務手当（平成12年度・一般会計）

著しく困難な仕事などに携わる職員に支給するものです。

職員全体に占める手当支給職員の割合	24.6%
支給対象職員の平均支給年額	26,024 円
手当の種類	9 種類
主な手当の名称	税務手当、児童福祉施設勤務手当など

6. 特別職の報酬等の状況（平成13年4月1日現在改定後）

区 分	報酬など月額	期末手当	
町 長	855,000 円	6 月期	1.45 月分
助 役	665,000 円		1.55 月分
収入役	630,000 円	12 月期	1.55 月分
議 長	338,000 円	3 月期	0.55 月分
副議長	275,000 円	計	3.55 月分
議 員	248,000 円		

7. 職員数の状況（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分	職員数		対前年 増減数	13 年 増減理由
	12 年	13 年		
議 会	3	3		
総務企画	45	45		
税 務	19	19		
民 生	77	76	1	介護保険制度立上げの完了
衛 生	14	15	1	健康推進事業業務増
労 働	1		1	青少年ホーム運営事務統廃合
農林水産	22	22		
商 工	6	6		
土 木	25	24	1	都市計画事業の縮小
教 育	49	49		
水 道	10	10		
下 水 道	14	13	1	集落排水事業の一部完了
合 計	285	282	3	

8. 定員適正化計画の状況（各年4月1日）

区 分	10 年	11 年	12 年	13 年
計画職員数 A	294 人	298 人	299 人	301 人
実職員数 B	294 人	293 人	285 人	282 人
差 引 (B - A)	0 人	5 人	14 人	19 人

9. 職員の年齢構成（平成13年4月1日現在）

年 齢	18-23	24-27	28-31	32-35	36-39
職員数	10 人	36 人	42 人	39 人	24 人
年 齢	40-43	44-47	48-51	52-55	56-59
職員数	24 人	29 人	37 人	26 人	15 人



左から小川紀子さん(南日詰)風花ちゃん(2歳)、橋場美智子さん(桜町)諷太くん(2歳)



パパママ 伝言板

始めませんか？ サークル活動

町には子育て支援センターを中心に活動する3つの子育てサークルがあります。これらサークルの自主的な活動は在家庭の親子の新たな交流として期待されています。結成からまもなく一年を迎える子育てサークルの活動についてお知らせします。

古館保育所内の子育て支援センターでは幼稚園や保育所に入る前の幼児と親を対象に週一回程度、すくすく広場を開催しています。この活動をとおして小さなグループで親密に遊ばせたいという要望からできたのが子育てサークルです。今回は、子育てサークル「ほのぼのクラブ」の代表、橋場美智子さんと「じゃんけんぼん」の代表、小川紀子さんにお話をうかがいました。

——どんな活動をしていますか

橋場 「わたしたちは、現在三家族です。子どもは一歳から三歳までの四人で、月に一度、子育て支援センターと一緒に遊ばせています。子どもたちも慣れてわりと仲良く遊べますね。また小川さんたちやほかのサークルとの交流もあります」

小川 「わたしたちは九家族、子どもは八カ月から四歳までの十四人です。活動は月二回で、支援センターや公園、仲間の家などで活動しています。暖かな時期はお弁当を持って、よく公園に出かけました。プール遊びや芋の子会も楽しかったですね」

——サークル活動をする以前は？

小川 「近所の子どもたちは、幼稚園や保育所に通っているの、いつも二人きりで家の中や近くで遊んでいました。同じ年ごろの子どもと遊ばせたいなと思っていたときに、たまたま公園でよそのお母さんからすくすく広場のことを教えてもらいました」

橋場 「やはり子どもと二人きりで遊ぶことが多かったですね。近所に同じ年ごろの子どもがいなかったので、公園に行くのですが、毎日出かけられないし…。すくすく広場のことは広報で知りました」

——サークル活動の良い点は

橋場 「育児や発育の面など、子育てについて初めてのことで不安です。そんなとき、メンバーのお母さんと話すことでホッとしますね。ですから親子で楽しみにしていますよ。子どももおもちゃの取り合いなど遊びの中でたくましくなって、自我も出てきました。皆さんにもおすすめですね」

小川 「病院をはじめ、わからないことをメンバーに聞けるのがありますね。最初は子どものために作ったサークルですが、活動しているうちに親同士も仲良くなって、親子で交流を楽しんでいます。子どもも生活リズムができました。『いただきます』『ごちそうさま』などのあいさつも、楽しみながらできるようになりましたし、手を洗うこともここに来て覚ええました」

——人気のすくすく広場

登録だけで二百二十人を越えるすくすく広場。年齢別に開催する活動には、多いときで四十人あまりの参加があるという人気ぶりです。子育て支援センターの清水千里さんは「ここで何かするといふより、子どもたちに来てもらって、仲良く遊んでもらうのが一番」とにこやかに話します。また清水さんが紹介する手作りおもちゃは親子で簡単に作ることができるうえ、子どもたちが大変喜ぶと評判です。

すくすく広場もサークルも就学前の子であれば年齢制限はありません。すくすく広場やサークルについてのお問い合わせは、お気軽に古館保育所子育て支援センターまでご連絡ください。

問合せ 子育て支援センター（古館保育所内）
Tel/Fax 671-2200

標準小作料改訂のお知らせ

平成十四年の支払から適用される小作料の標準額が改訂されることになりましたので、お知らせします。

標準小作料制度は当事者間で小作料の額を決定することが原則ですが、担い手農業者の育成と確保、経営規模の拡大、農業経営の安定のため、貸し手と借り手農家の小作料契約の目安として、農業委員会が「標準小作料」を設定しています。



農地の区分	小作料の標準額 (10a当たり)	適用地域
田の部	1級地 26,000円	平坦地 おおむね30a以上の大区画圃場
	2級地 22,000円	準平坦地 おおむね30a未満の区画圃場
	3級地 18,000円	準山間地・山間地 10a未満の圃場
畑の部	A 18,000円	普通畑 飼料用作物以外(山麓地域を除く)
	B 10,000円	普通畑 飼料用作物(山麓地域を除く)
	標準額を定めない	山麓地域

適用地域は、おおむねの表示です。

この小作料の標準額には特別賦課金(工事費など)と転作分の生産費用は含まれていません。当事者間で協議のうえ転作分を加味した小作料を設定できます。

1 小作料標準額

主な改正点は「田の部」で従来の1級地(3級地まで、いずれも四千元低くなっています。また作業効率などにも、若干加味した内容になっています。なお「畑の部」は据え置きで、変更はありません。詳しい内容は左の表をご覧ください。

2 適用地域について

契約で定める小作料の額が、適用地域の区分にかかる小作料の標準額に比較して著しく高額であると認められるときは、小作料を減額するよう勧告が行われることもあります。

3 農地の遊休化を防ごう

農地がさまざまな原因で耕作されずに遊休化しているところが増えています。日本の食糧自給率が四〇パーセントを切るといふ大変な事態にも関係していると思われ、農地を賃貸借するなどし、農地を積極的に活用し、地域農業をみんなで支えていきましょう。

農地についてのご相談はお気軽に地域の農業委員が農業委員会まで。

地域農業再生運動を積極的に

平館 良孝 会長

農業委員は「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」を農業委員会組織の基本理念とし、農業者の代表者として農業者や地域の声を代弁する重要な役割があります。

今、農業、農村を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。米問題をはじめ、農家自身も農業経営者としてどうあればよいかを真剣に考え、行動することが求められています。

七月は第十八回農業委員統一選挙。農業委員は「農地を守り・生かす」ための地域運動の先導者としての活動が期待されています。農業委員会では地域農業再生運動に積極的に取り組んでいきます。今年も関係者各位のご協力をお願い申し上げます。



大人の責任と自覚を胸に 二百九十六人が成人式に出席

平成十四年成人式が一月十四日、サン・ビレッジ紫波で開催され、あでやかな着物や真新しいスーツに身を包んだ新成人二百九十六人（男百三十五人、女百六十一人）が式典に臨みまし

た。式典は終始、厳かな雰囲気
のなかで進められ、成人代表として小岩祥子さん（日詰西）が大人としての責任や自覚について誓詞を述べました。
この日、町内では四百三十一人（男二百十五人、女二百十六人）が成人を迎えました。

十八回を数える空手道協会寒げいこ 寒さを吹き飛ばし五キロをランニング

紫波町空手道協会（足澤國男会長）の寒げいこは一月六日、総合体育館で行われました。これは今年で十八回を迎える同協会恒例の行事で、小学生から一般までの会員のほか、不來方

高校空手部員など約五十人が参加しました。この日は寒さの厳しい日でしたが、中学生以上は素足で、日詰商店街から志賀理和気神社を回る約五キロのコースを、力強く走りました。

表情もきりり 書き初め大会

今年で二十五回目となる小学生書き初め大会が一月十日、約百二十人が参加し、中央公民館で開催されました。さわやかな墨の香りにつまれた会場では、参加者が真剣な表情で筆をにぎり、「こつま」「わかくさ」などの学年ごとの課題を元気づけ、書き上げていました。

堂々の分列行進 消防団出初め式

災害のない安全な町を目指し、紫波町消防団（藤井秀男団長、五百六十一人）の出初め式は一月六日、団員のほか婦人消防協力隊、紫波消防署員など約二百五十人が参加して行われました。日詰商店街では車両十八台とともに堂々の分列行進を披露しました。

きびきびとした動きで 交通指導隊が初点検

交通指導隊（深澤剛隊長、二十八人）の初点検は一月七日、盛岡南ショッピングセンター・ナックス駐車場で行われました。藤原町長や紫波警察署長など関係者が見守るなか、隊員はきびきびとした動きで、服装や警備車両などの点検を行いました。

まのち の題 話



懐かしさいっぱいの子スズキ団子 作りで良き伝統の継承と交流

水分公民館と社会福祉協議会
水分支部が主催し、小正月を祝



う行事、スズキ団子作りが一月十一日、水分児童館の子どもたちや地域の高齢者や婦人など約七十人が集まり行われました。これは地域の世代間交流の行事として、二十年以上継続して行われているものです。子どもたちは赤や黄、緑に色付けされたモチをていねいに枝に飾りつけたほか、もちつきなどで楽しい時間を過ごしました。

若手演奏家子どもたちに手ほどき 未来の演奏家を目指そう講座を開催

野村胡堂・あらえびす記念館が主催する「未来の演奏家を目指そう」講座は一月八日から二日間、日詰小、赤石小、紫波一中で開催されました。これはブクの演奏家の指導を通じて、音楽への興味や演奏技術の向上を目的に、昨年に引き続き行われたものです。同講座には日詰出身のトランペット奏者、佐藤寿美恵さんほか四人の若手演奏家に参加し、指導を行いました。また十日には指導した演奏家による講座修了記念コンサートが同記念館で行われ、すばらしい演奏を十分堪能しました。



重要無形文化財の 山屋田植踊り披露



山屋地区に古くから伝わる田植踊りの踊り初めは一月十二日、山屋公民館で行われ、百人を超す人が訪れ、伝統の舞いを楽しみました。この日は国の重要無形民族文化財の指定を受けてから二十年になるのを記念

阪神・淡路大震災から七年目 防災訴えた「防災とボランティアの日」



阪神・淡路大震災から七年の一月七日は「防災とボランティアの日」です。紫波消防署ではこの日、役場一階ロビーで救命指導と防災用品の展示を行いました。これは防災意識の向上を目的に行われたもので、庁舎を訪れた人は隊員の指導で救命の実践を行ったり、消化器の使用や用途などの説明を熱心に聞いていました。

し、獅子舞から最後の升斗舞まで、すべての演目が披露されたもので、見事な舞いに会場は大いに盛り上がりました。

高齢者宅の雪かきはおまかせ スノーバスターズが出勤



雪かきボランティア「スノーバスターズ」の出陣式が一月十九日、総合福祉センターで行われました。これは一人暮らしの高齢者宅の除雪の手伝いをしようとして社会福祉協議会（阿部信男会長）が募っていたもので、これまで十人の登録がありまして、この日はさっそく、上松本と二日町の二カ所の奉仕作業に汗を流しました。

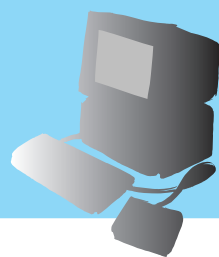
百人が大集合 こどもの家交流会

町内四カ所のこどもの家に通う児童約百十人が集まり一月十六日、総合体育館で合同交流会が行われました。これは冬休みにもこどもの家を利用する子どもたちに、楽しみながら体力づくりをしてもらおうと初めて企画されたものです。子どもたちは、総合体育館の佐藤淳子さんの指導で、ランニングや体操、ゲームなどに挑戦。体育館には子どもたちの元気な声が響いていました。





情報



平成14年1月27日を投票日として執行された紫波町長選挙は、立候補者が1人であったため無投票となりました。

候補者の届出日である1月22日、現職の藤原孝氏のほかは届出がなく無投票が確定、27日の選挙会で当選が決まりました。翌28日には藤原氏に対して町選挙管理委員会から当選の告知がなされ、29日に当選証書が付与されました。

当町議会の議長であった藤原氏は、平成10年に町長初当選、4代目の町長として就任しました。1期目の任期は平成14年2月7日まで、翌8日から平成18年2月7日までの4年間で2期目の任期となります。

■藤原 孝（ふじわら たかし）無所属。昭和13年3月1日生まれ63歳。紫波町東長岡字細工田

現職・藤原孝氏が再選

町長選の結果報告



男女で協力しあい 住民の力を 地域づくりに

町では町民の皆さんが参加してつくる「男女共同参画基本計画」の策定準備を進めています。これまでは男女共同参画社会の基本的な考え方や実現に向けて取り組むべき課題にふれました。今月からは平成十一年六月二十三日に公布・施行された「男女共同参画基本法」に基づいて策定された、国の「男女共同参画基本計画」に掲げる十一の施策の基本的方向と具体的施策の骨子を数回に分けてご紹介します。

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 国の審議会など委員への女性参画の促進や女性国家公務員の採用・登用などの促進
- ② 地方公共団体の審議会など委員への女性の参画に関する取り組みの支援や女性地方公務員の採用・登用などに関する要請など
- ③ 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体などの取り組みの支援
- ④ 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施や女性の人材に関する情報の収集・整備・提供、そして政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ② 国民的広がりを持つ広報・啓発活動の展開
- ③ 権利などにかかわる法令や条約の周知と相談の充実
- ④ 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

3 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 男女雇用機会均等法の履行確保、企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進や男女均等を確保する方策などについての幅広い検討
 - ② 母性健康管理対策の推進
 - ③ 在職中の女性に対する能力開発などの支援や再就職に向けた支援など、女性の能力発揮促進のための援助
 - ④ パートタイム労働、労働者派遣事業、在宅勤務・情報通信技術を利用した時間や場所にとらわれない遠隔型就業（SOHO）などの新しい就業形態に係る施策の推進や女性企業家・家族従業者などに対する支援など、多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
- 今後も、男女共同参画社会の実現に向けて、このコーナーでさまざまな情報をお届けします。ご意見をお寄せください。

【担当】社会教育課 ☎ 6723362 有線 018941

シリーズ4
男女共同
参画社会
を目指して

変わりました。介護保険のショートステイ利用法

「訪問・通所サービス」と一本化して分かりやすい方式に

利用法は簡単に。ただしサービス量の減少に注意

お年寄りが施設に一時的に入所する介護保険のショートステイの利用方法が、今年から変わりました。日帰りのデイサービスなどと別枠だった利用限度が一つにまとめられ、限度内ならショートステイだけを利用できるようになりました。これまで必要だった振り替え手続きも不要ですが、介護保険で受けられるサービスの量は減りました。こうした点を知って、上手に活用しましょう。

これまで、ショートステイは、ホームヘルパーやデイサービスなどの「訪問・通所サービス」とは別に、「短期入所サービス」の枠内で、要介護度によって利用限度日数が決められていました。訪問・通所サービスの使い残し分から振り替えられる制度もありましたが、仕組みがわかりにくく、利用しにくいとの声が多かったため、今月からは、両サービスの枠を「居宅サービス」として一本化、限度内なら自由に組み合わせて使えるようになりました。（右表）

半年間だと介護者の病気など不測の事態に陥ることも考えて利用を控える人が多いのですが、一ヵ月ごとに見直せるので安心して使えます。ただし別枠をなくす形で一本化したので、受けられるサービスの総量はその分減りました。これまで両サービスを限度枠近くまで使っていた人が今月も同じ利用をすると、限度を超過し、自己負担が一気に増えます。ショートステイは本来、家族の休息だけでなく、その間にリハビリをする、生活リズムを整えるなどの利点があります。詳しいことは、長寿健康課介護保険係までお問い合わせください。

介護保険での在宅サービスの利用限度

先月まで	訪問・通所サービス 1ヵ月ごとの 基準額	短期入所サービス	
		本来の 限度日数	振り 替え分
要支援	6万1500円	7日 / 半年	6日 / 月
要介護1	16万5800円	14日	16日
要介護2	19万4800円	14日	18日
要介護3	26万7500円	21日	24日
要介護4	30万6000円	21日	27日
要介護5	35万8300円	42日	30日

今月から	居宅サービス 1ヵ月ごと
要支援	6万1500円（6日）
要介護1	16万5800円（16日）
要介護2	19万4800円（18日）
要介護3	26万7500円（24日）
要介護4	30万6000円（27日）
要介護5	35万8300円（30日）

（ ）はショートステイだけを利用した場合の平均的な利用可能日数

問合せ 長寿健康課介護保険係

☎672-4522 有線01-8974

こどもの家の利用希望者募集

町では町内4カ所のこどもの家の平成14年度利用希望者を次のとおり募集します。

対象児童 町内の小学校に通学し、下校時に家人が共働きなどで留守家庭となる児童

利用時間 月曜～金曜＝午後1:00～6:00 / 土曜・長期休み＝午前8:30～午後6:00

利用料 月額2100円（おやつ代は各施設で集金）

申込締切 2月28日（木）

申込・問合せ 各こどもの家か生活環境課☎672-2111
内線157 有線01-8921

日詰こどもの家	日詰西1丁目2-9	☎672-3261
古館こどもの家	高水寺字土手77	☎676-2254
赤石こどもの家	北日詰字白旗88-2	☎676-3313
星山こどもの家	星山字上谷地63	☎672-6221

* 星山こどもの家は昨年9月から試行開所してきましたが、4月から本格実施されます。

若者出会い支援センター 相談員(ボランティア)の募集

町では昨年から若者出会い支援センターを勤労青少年ホーム内に設置し、若者の出会いの支援や相談などを行ってきましたが、相談員の任期が満了となることから、次のとおりボランティアを募集します。

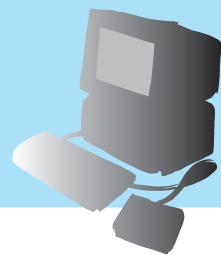
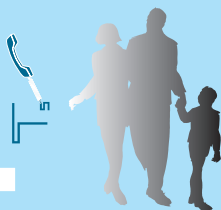
主な役割 未婚の若者などに対し、出会いの機会の支援や相談などを行う

募集人員 10人（年齢、性別は問いません。意欲をもって対応していただける人）

委嘱期間 2年間（平成14年4月1日～平成16年3月31日）

申込締切 3月1日（金）

申込・問合せ 総務課☎672-2111
内線311 有線01-8932 / 社会教育課
☎672-3362 有線01-2922



第46回紫波町スキー大会 出場者を募集中

46回目を数える紫波町スキー大会が今年も近づいてきました。子どもから大人まで参加できる大会ですので、お誘い合わせのうえ、お申し込みください。参加者には全員に記念品が贈られます。

日時 3月3日(日) 午前8:30～午後3:30

会場 網張スキー場

参加資格 小学生以上で町内に在住か勤務している人

参加申込 総合体育館に2月24日(日)までに申し込み【申し込み時に参加料(小・中学生500円、高校生以上1,000円)をいただきます。また網張スキー場のリフト券も中学生以上1,500円、小学生1,000円であっせんします。希望者は大会申し込みの際に合わせ

てお申し込みください】 締切日厳守をお願いします

競技種別

- (1)小学生の部(1年～6年) 学年別、男女別
- (2)中学生の部(1年～3年) 学年別、男女別
- (3)高校生の部 男女別
- (4)一般男子40歳以下の部
- (5)一般男子41歳以上の部
- (6)一般女子の部
- (7)小学校5・6年オープン(小学生の部5・6年との重複出場も可能です)

申込・問合せ 総合体育館 ☎676-2650 有線01-3151



介護の疲れを温泉で 日帰りリフレッシュ を開催

町では自宅で高齢者の介護をしている人を対象に、介護から離れ、心身の休養をしていただくことを目的に「日帰りリフレッシュ」を開催します。

日時 3月7日(木) 午前10:00～午後3:00

場所 ラ・フランス温泉館 湯楽々(バスの送迎有り)

参加対象者 要介護認定3、4、5と寝たきりランクB、Cの高齢者を自宅で介護している家族の人/社会福祉協議会の「一泊リフレッシュ」に参加していない人

参加費 500円

参加人数 先着30人

申込締切 2月22日(金)

申込・問合せ 長寿健康課長寿社会係(銭形平次会館内) ☎671-2327 有線01-8972

紫波町森林整備計画の縦覧

4月1日から適用される「紫波町森林整備計画」の縦覧を次のとおり行っています。今回の縦覧は森林法の一部改正に伴うものです。改正された内容は町の民有林を「水土保持林」「資源循環林」「森林と人との共生林」に分類し、町として森林の保全と活用についての方針を定めたことです。

期間 3月1日(金)まで

時間 午前8:30～午後5:15

場所 農林課

問合せ 農林課畜産林業係

☎672-2111 内線337 有線01-8931



第3回紫波町民劇場公演決定!! —キャスト・スタッフ募集—

紫波町民劇場実行委員会主催し、今年7月20日(土)・21日(日)の両日、第3回紫波町民劇場「東根太郎物語」を公演します。現在、キャスト・スタッフを募集しています。参加や協力を希望する人は事務局までご連絡ください。

申込・問合せ 紫波町民劇場実行委員会事務局(中央公民館内) ☎672-3372 有線01-2922

4月から年金制度が変わります

保険料免除

● 保険料の半額免除制度

現在、国民年金制度では所得が低く、保険料を負担することが困難な人については保険料を全額免除する制度（法定免除及び申請免除）を設けています。

これに加え、4月から新たに「半額免除」の制度が始まります。これは被保険者の負担能力に配慮し、よりきめ細かく対応するためのものです。この半額免除の対象者は前年所得が扶養家族などの有無や人数に応じて政令で定める額以下の人です。

この制度は保険料を半額納付することで、老齢基礎年金の年金額を計算する際は、3分の2で計算されるというものです。さらに、全額免除と同様に10年以内に追納することができます。障害基礎年金と遺族基礎年金は全額納付した場合と同様に扱われます。またこの半額免除は保険料の半額を納付することが前提で、2年以内に納付しないと未納期間として扱われますので注意が必要です。この半額免除制度は法定免除に該当する人も申請によって利用できるようになりますが、学生納付特例制度（学生本人の所得が一定以下の場合、納付が猶予される制度）の対象者は利用できません。

● 学生納付特例制度 —— 学生の範囲が拡大 ——

本人の所得が一定額以下の学生は申請によって保険料免除されます。この学生納付特例制度の対象となる学生には、以前は定時制などの学生が含まれていま

国民年金法の改正と地方分権一括法の施行により、4月から国民年金の制度と事務の一部が変更されますので、納付や手続きの際はご注意ください。主な変更点は次のとおりです。

んでしたが、4月から範囲が拡大され、含まれることになりました。

事務手続きの変更

● 国民年金の保険料の納付先が国に

これまで国民年金の保険料は町が発行する納付案内書で納めていただいていたましたが、これからは社会保険事務所から直接送付される「国民年金保険料納付案内書」で国に納めることになります。

また納付の窓口も4月からは全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫での納付が可能になります。

納付組織を通して保険料を納められなくなりますので、口座振替をおすすめします。どうぞご利用ください。

● 第3号被保険者の届出は事業主経由に

第3号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている配偶者）の届出は、これまで本人が市町村で手続きをしていましたが、今後は配偶者の会社で健康保険の扶養認定の届出と同時にすることになります。これにより、届出の軽減になるほか、届出もれを防ぐことにもなります。

問合せ 町民課年金係 ☎ 672-2111 内線146・147 有線01-8900

職場でのトラブルの解決をお手伝い 労働問題相談会のお知らせ

町では賃金の引き下げ、労働時間の変更、突然の解雇、セクハラなど労働に関する相談会を開きます。当日は盛岡地方振興局の地域雇用相談員が皆さんのご相談をお受けします。だれでも無料で相談が受けられますので、どうぞお気軽にご来場ください。

日時 2月23日（土）午前9:00～午後4:00

場所 総合福祉センター

問合せ 企画課商工労政係 ☎ 672-2111 内線326 有線01-8891

IT講習会アフター講座

IT講習会を受けたけど、いざパソコンを買うと何をどうしたらいいのかわからない。インターネットを見るには？ 噂に聞くワード・エクセルとはどういうものか。その基本的なところを、いっしょに勉強してみませんか。しわITボランティアの会の会員が親切に教えてくれます。

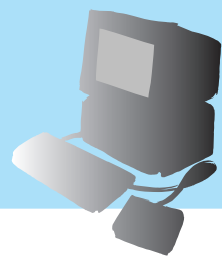
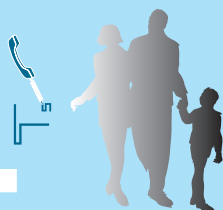
日時 3月4日（月）～3月7日（木）3月11日（月）～3月14日（木）午前9:00～正午・午後1:00～4:00

場所 中央公民館2階資料展示室

対象 パソコン初心者（無料です）

自由参加です。都合のよろしい時間にお気軽にお越しください。

申込・問合せ 社会教育課 ☎ 672-3362 有線01-8941



～放送大学～

4月から大学院生（修士科目生） 受け付けています

修士科目生 募集人員10,000人、自分の学習・研究したい科目を選択して、1科目から履修する学生です。

特徴 18歳以上ならだれでも入学可 / 入学試験はなく、1科目からでも学べます / 総合文化、政策経営、教育開発、臨床心理の4プログラムの科目から学べます / 修得した単位は修士全科生として入学した場合、原則として修了要件となる単位として認定されます / 一種免許状を有する現職教員の専修免許状取得に必要な科目の一部として利用できます

出願受付 2月28日（木）まで

申込・問合せ 放送大学岩手学習センター ☎653-7414

放送大学ホームページからのインターネット出願の場合
2月28日（木）午後6:00まで 放送大学ホームページ
<http://www.u-air.ac.jp/hp/>

修士全科生の平成14年度の募集は終了しました。

県からのお知らせ

虐待をなくして明るい家庭に

県では次世代を担う子どもたちを虐待から守り、明るい家庭と地域づくりを進めるため「児童虐待防止いわて宣言」をまとめました。その一環として相談の窓口を設けましたので、お気づきの際はぜひご連絡ください。

○子育ての悩みの電話相談

連絡先 子ども・家庭テレフォン ☎652-4152

平日 午前8:30～午後6:00

土・日曜・祝日 午前8:30～午後5:00

○もしも虐待を発見した場合は→お近くの児童相談所または福祉事務所までご連絡ください。相談者の秘密は守られます。

連絡先 福祉総合相談センター ☎629-9600 / 生活環境課福祉係 ☎672-2111 内線157

おわびと訂正 紫波ネット1月号の民生児童委員のご紹介の中で次の誤りがありました。日詰9区の藤根正さんの電話番号は672-3584が、古館16・17区担当佐々木アサノさんの住所は高水寺字古屋敷が正しい電話番号・住所です。ご本人と関係者の皆さんにご迷惑をおかけしました。おわびして訂正いたします。

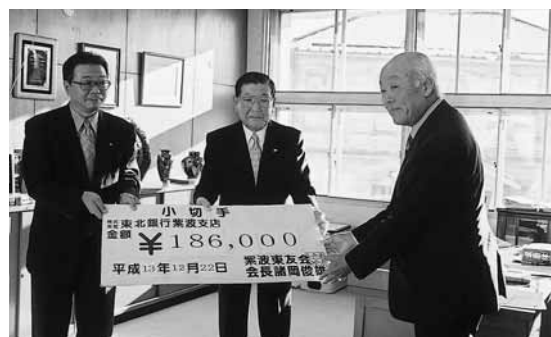
春季火災予防運動

3月1日～7日

これから空気が乾燥し火災の発生しやすい時季を迎えます。火災発生防止と死傷事故や財産損失を防ぐため、「たしかめて。火を消してから次のこと」を統一標語に、3月1日から7日まで春季火災予防運動が全国一斉に実施されます。

紫波消防署では高齢者家庭を中心とした防火指導のほか、ご要望により地域の皆さんを対象に防火座談会や救急講習会を行いますので、ぜひご連絡ください。

申込・問合せ 紫波消防署 ☎672-2400 有線04-8811



東友会（諸岡俊雄会長）は社会福祉充実のため、歳末チャリティーバザールの収益金と募金など十八万六千円を町へ（写真上）

紫波ライオンズクラブ（山下俊明会長）は社会福祉充実のため、クリスマスチャリティー家族会の収益金と募金など十一万八千円を町へ（写真下）

善意の窓

やさしい心ありがとう



中毒事故や作物への残留にご注意 農薬の適正使用について

農林水産省からのお願いです。最近、農薬の剤形の変化や散布機の改善で農薬の散布作業が手軽になる一方、ほんの些細なミスで、中毒事故や作物への農薬残留が引き起こされています。

特に、土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤・臭化メチル剤など）の不適正な使用による中毒事故が、ここ数年相次いで発生しています。農薬使用の際には、事故を防ぐため次のことに気を付けましょう。

- ①農薬取締法に基づき登録された農薬を使用し、使用方法、使用上の注意事項などの表示事項を必ず読み、記載された指示に従いましょう。
- ②土壌くん蒸剤を使用する際には、ビニールなどで被覆するなど定められた使用方法を守り、ほ場周辺の状況や使用時などの気象条件にも留意し、周辺への影響が生じないように配慮しましょう。

また、露地で使用する場合には、人家・畜舎の近くでの使用は避け、一時的に広範囲に使用せず、周辺環境の条件などを十分考慮し、危害防止のための万全の措置を講じてから実施してください。

アカマツを 松くい虫から守るために

町では昨年の3月に松くい虫による被害が紫波町で初めて確認されて以来、被害の拡大を防ぐため、調査、防除に取り組んでいます。松くい虫被害を予防する手段として、マツに薬剤を注入する方法が有効です。緑化保護のために皆さんからいただいた緑の募金を活用し、この薬剤を購入した人に補助金を交付します。

補助金額 注入剤費用の10%

費用の目安（参考例）

注入剤（残効期間4年、直径25～30cmの場合）
10,500円

労 賃 約5,000円

*参考例では10,500円の10%、1,050円が補助になります。

市販されている薬剤の性質や松木の直径により費用は異なります。薬剤の注入時期は11月から3月が適当とされています。

問合せ 農林課畜産林業係 ☎672-2111 内線337 有線01-8931

盛岡地方振興局 税務部からのお知らせ

県税についてのお問い合わせや納税相談などに、便利なダイヤルイン（直通電話）をご利用ください。

○自動車税のグリーン税制について知りたい

☎629-6546（間税第2係）

○身体障害者の自動車税の課税免除について知りたい

☎629-6546（間税第2係）

○税金を納期限までに納められないが

☎629-6539（納税第1係）

○土地や住宅を買った場合の税金は？

☎629-6542（直税第2係）

○納税証明書がほしい

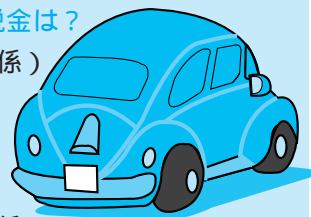
☎629-6536（収納係）

○事業を始めたら

☎629-6543（直税第1係）

○還付の内容について知りたい

☎629-6535（収納係）



自動車税の税額の一部が変わります

自動車税のグリーン税制スタート

①環境負荷の大きい自動車 ▶平成14年度以降、おおむね10%高くなります。

○ディーゼル車：新車登録から11年を超えたもの

○ガソリン車：新車登録から13年を超えたもの

②環境負荷の小さい自動車 ▶平成14年度分から16年度分までおおむね50%～13%安くなります。

○平成13年度に新車登録した自動車のうち、低排出ガス適合車で低燃費車（同じ車種でも該当しない場合もあります）▶平成14年度分と15年度分軽減される。

○平成14年度に新車登録した自動車のうち、低排出ガス適合車で低燃費車（同じ車種でも該当しない場合もあります）▶平成15年度分と16年度分軽減される。

特種用途車（いわゆる8ナンバー）の税額が全面的に変更 ▶「霊柩車、普通自動車、小型自動車、三輪自動車」だけの区分を、原則として一般自動車と同じ扱いとなります。

①平成14年度 ▶新税率への増減額の3分の1相当額が高くなったり、安くなったりします。

②平成15年度 ▶新税率への増減額の3分の2相当額が高くなったり、安くなったりします。

③平成16年度 ▶全額が新税率の適用となります。

問合せ 盛岡地方振興局税務部間税課 ☎629-6546



シリーズ【働く人に会う】

技は絶えず

「いやぁ、年功序列でもらったようなもんですよ」——平成13年度岩手県卓越技能者に選ばれた盛岡の酒造会社「菊の司」の小田中俊雄さん（片寄）は照れたようににはにかんだ。小田中さんの酒造りのスタートは地元・紫波。「母親の実家が堀の井でしたから自然とそうになりましたねえ」。その後宮城、福島と酒を造り続け、46年目の冬を迎えようとした昨年暮れの受章だ。「たぶんほかの人と違うといったらこれですかね」と広げて見せてくれたのは「製造予定表」といわれる酒造りの全行程を記した数mにもわたるスケジュール表。そこに細かくていねいな字で、最初に仕込むにぎり酒からの作

業が書き込まれていた。「ウチの場合は盛岡と石鳥谷に蔵がありますから、両方を管理しなくちゃいけないんです。石鳥谷にも責任者がいますから行程は心配ないんですが、製造設計は一括しなけりゃいけませんからね」。杜氏とはまさに「技術者」だと実感させられた。「ただ最近は清酒の消費量が少なくなってきました。昔はここにいると酔っぱらいの声が夜中に聞こえてきたもんですが...」——笑顔が絶えない小田中さんの顔が曇った。だがきっとその技がすたれるということはないだろう。今年から若い蔵人が作っているという軒先の杉玉が、力強くそのことを物語っていた。

編集後記 先日「元気はつらつ 紫波健康フォーラム」のゲストに、故大川橋蔵夫人の丹羽真理子さんが来町されました。町の「ミスお静」さんとのトークでは、会場で笑いの渦に。笑顔ってやはり元気の素ですね。丹羽さんの健康法は次号の表紙で紹介します。（佐藤）

【ご意見・情報は】

企画課「紫波ネット」情報係まで

【ホームページアドレス】

<http://www.town.shiwa.iwate.jp>

【メールアドレス】

info@town.shiwa.iwate.jp

【紫波ネット2月号】平成14年2月10日発行

発行 紫波町

〒028-3390 岩手県紫波郡紫波町

日詰字西裏23-1 ☎672-2111

印刷 / 川嶋印刷株式会社

このほど一期目の任期を終え、二月八日から町政二期目を担当させていただくことになりました。この間、町民各位のご指導とご鞭撻を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。この四年間は私の人生でもっとも変化に富み、短く感じた期間でありました。「棒ほど願って針ほどかなう」の例えのように、何事も実現するには並大抵の努力では成しとげられないものと実感した次第です。一期目の締めくくりに、二十一世紀を生きる道として「循環型まちづくり」の目指す方向を示させていただきました。二期目のスタートにあたり、前期にも増して責任の重大さを痛感しています。新たな気持ちで、生活者の立場に立った町政を基本とし、多くの課題に全力で取り組んでいく所存です。紫波町の特徴を活かした魅力あふれる「まち」として、また交流の輪を広げ、人や物が行き交う「まち」としてさらなる発展を遂げられるよう、皆さまとともに歩んでまいりたいと考えています。行政政ともに厳しい状況にありますが、抱える課題は常に公開し、町民と企業、自治体が常に三位一体となり、この難局を乗り越えていきたいと考えます。町が明るい未来に向かって扉を開くことができるよう、新たな気持ちでまい進してまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（藤原 孝）

◆町長メッセージ◆

魅力あふれるまちの形成を